

『本堅田村諸色留帳』(二)——元禄一四年——

東谷 智・鎌谷かおる・栗生 春実・郡山 志保
高橋 大樹・水本 邦彦・山本 晃子

本稿は、元禄一四年の『本堅田村諸色留帳』(以下『日記』と略記)を翻刻したものであり、すでに翻刻を行った元禄一三年の『日記』の続編となる。『日記』の概要や、堅田藩(下野国佐野藩)については前稿を参照していただきたい。

『日記』には、藩からの触・達に加え、本堅田村から藩へ上申した届も含まれている。今回翻刻した元禄一四年の『日記』からは、立藩からそれほど時間が経っていないなか、引き続き藩の基礎的な仕組みが整備されている様子がうかがえる。例えば、陣屋周囲の田畑の地代を本堅田村が算用し、元禄一三年一二月に藩に届け出た文書が収録されている。この田畑には年貢がかかっておらず、陣屋整備に伴って藩へ土地が貸与されたと考えられる。

また、宗旨改めに関する触も注目される。改め帳の詳細な作成方法や提出の手順について触れるなど、制度の運用を軌道に乗せようとする藩の意向が読み取れる。印判の捺し方について、「墨しみなく判之行列能押可申候」と墨がにじまないように、また印影が同じ高さで等間隔に並ぶように押すことを求めており、宗旨改め帳の出来映えにも気を遣っている様子がうかがえる。

五月二〇日には、前年に初入部した藩主堀田正高が初めて江戸に立出する。それに先立つ一八日には、藩主見送りの御機嫌伺いとして、藩領の村々から庄屋一名ずつが陣屋に向いている。領主と領民の関係を構築する儀式の整備も行われている。

なお、八月には大雨によって田が水につかっており、被害状況の記録や、降雨の記録が止められている。田に水がつくと、琵琶湖から魚が田に入り込むため、水が

ついた田に船を出し、網で魚を捕ろうとする者がいたようである。水没している作物が網によって痛むことを防ぐため、こうした行為を禁止する触も出されている。

なお以下の方針で翻刻を行った

- 一、原則常用漢字を用いた。
- 一、変体仮名はひらがなに改めたが、而、茂など書かれている字体をそのまま用いたものもある。

一、注記、傍注などを適宜加えた。

二〇一五年も堅田藩大庄屋文書研究会の会員および科学研究費のメンバーによる『日記』の輪読を会活動の中心に据え、堅田藩・堅田藩領関係の史料の調査および写真撮影を進めていく予定である。

【注】

- (1) 東谷智・鎌谷かおる・栗生春実・郡山志保・高橋大樹・水本邦彦・山本晃子「史料翻刻『本堅田村諸色留帳』(一)——元禄一三年——」『甲南大学紀要』文学編一六四、二〇一四。以下前稿と呼ぶ。
- (2) 研究会の会員は以下の通りである。
鎌谷かおる 栗生春実 郡山志保 齋藤慶一 高橋大樹 東谷智 樋爪修 水本邦彦 山本晃子
- (3) 本稿は、文部科学省科学研究費(譜代小藩堅田藩の基礎的研究―地域社会の変容と藩政の展開―)(基盤研究(C))(研究課題番号:25370808)、研究代表者(東谷智)の研究成果の一部である。なお研究組織は以下の通りである。

研究代表者 東谷智
研究分担者 井上智勝
研究協力者 栗生春実
鎌谷かおる 平野哲也
郡山志保 高橋大樹
山本晃子

(東谷
智)

(表紙)

「元禄拾四年

本堅田村諸色留帳

巳二月ヨリ

(本文)

一、常蔵番弥二郎兵衛儀巳正月廿五日ニ暇遣候

口上之覚

一、今度 稻荷御社御建立被為成可被下旨忝次第奉存候、
依之御社地願御普請之儀為冥加村中ノ仕度奉願候、
已上

元禄拾四年巳二月

鵜飼平蔵様

市右衛門
十郎右衛門
キ兵衛
左二右衛門

覚

一、老年ニ老人ニ付小升式斗ツ、ニ相極、当正月十五日
ノ来午正月十五日迄肥少便共ニ壳渡シ申候所実正也
一、十才ノ上老人分 一、五才ノ九才迄半人分

一、四才ノ下八無

一、持畑巻畝ニ付三斗ツ、引可申候、
但四歩迄ハ其通ニ可さし置、五
歩以上ハ右之通巻畝ニ三斗ツ、
ノ積引可申候

一、三斗内巻斗五升ハ菜作分、七升五合ハ麦作分、七升
五合ハ夏作分ニ相極可申事

右之通巳正月十九日相極り申候、已上

一、新楽理右衛門儀願ニ付御暇被下、伊藤彦左衛門御役
替寺社御奉行被仰付、鵜飼平蔵・嶋田庄左衛門兩人
郡方御役被仰付候間右之趣可相心得候、以上
巳二月廿二日 望月理左衛門印

御下中不残廻状三通ニテ出申候、以上

一、其村々堤川除木竹人足入用もくろミ帳仕、当六日ニ
可差越、尤此方も早々見分之上普請可申付候間、
少々之場所も不残庄屋・年寄立合内見分仕、相違無
之様もくろミ可被差出候、日限相違有間敷候、以
上
巳三月朔日 嶋田庄左衛門印

鵜飼平蔵

如例年之人別宗旨改帳写本遣候、入念認可申候、落処・
落人・五人組・メ書勘定無相違様ニ認可申候、認出来
候者寺判押不申、其人々之印判計押、かりとちにいた
し、此方江指遣シ、改ヲ得其上寺判取申様ニ可被致候、
判形之墨印(肉)に墨に而押可申候、尤墨シミなく判之行
列能押可申候、判違無之様ニ可致候

一、判形替候者ハ付紙ニ而其断可被申候
一、寺住持替り有之宗旨判替候ハ是又付紙ニ而断可有候
一、帳紙者美濃之(直紙)大なを随分能キ紙致吟味調可申候、
右之通来四月十五日前ニ帳面出来村々庄屋持參可有候、
以上

巳ノ 三月十日

嶋田庄左衛門印

川堤御普請内檢指出

三月九日庄左衛門
様御改ニ而
鵜飼平蔵印(嶋田)

鳥井前
合一、蛇籠式間半 三ツ
同、はね長延式間半壹ツ
合一、はね長延式間半壹ツ
北井戸 同、長延式間 壹ツ
北井戸 同、裏付一尺 長式拾七間 三拾七間、但式ケ
所 上拾間
下廿七間

高壹丈壹尺 高倍式間腹付壹尺

うしてニヶ所
合一、笠置壹尺 長三拾式間
馬踏四尺
同、蛇籠四間 壹ツ
御改にて 杭九本 五尺
御改にて 高倍八尺
但、高六尺 土厚平均七寸

長式拾六間
馬踏三尺

同 一、裏付壹尺 長八間
高七尺
御改 裏付拾壹間上八間
下三間

同 一、笠置壹尺 長四拾間
裏付四拾間
高倍腹付右同断

野入 合一、原付壹尺 長拾壹間
馬踏三尺 土平均七寸
高倍

同 御改正 一、はね長延式間
高七尺
御改 杭七本 五尺
一、蛇籠三間 壹ツ
蛇籠四間ニ成申候
様ニ覚申候

上浜入
合一、笠置耆尺 長廿間

上浜入・下浜入
合一、同 耆尺 長廿六間

下浜入
馬ふみ三尺

合一、笠置耆尺 長拾四間

馬路三尺

同—御改三正
一、蛇籠式間 耆ツ

蛇籠ノ拾六間半 但、六ツ

勿ノ六間半 但、三ツ

笠置ノ百五拾八間

腹付ノ七拾式間

裏付

右之通内檢仕候、差上ケ申候、以上

庄屋四人

元禄拾四年巳三月六日

鵜飼平蔵様

嶋田庄左衛門様

一札

一、野々内町清右衛門儀御用ニ付、人足ニ罷出候処ニ、

竹内半大夫様へ不存寄慮外ヲ申上、御腹立被遊、己

ニ御上江可被仰上旨、右慮外之段々各々被仰聞奉

驚候、然上ハ何分ニも御詫言被成御赦免被下候様ニ

奉願候、尤清右衛門へ委細申聞候処ニ段々奉誤候由、

得心仕幾重ニも御免被下候様と申候、然上ハ向後隨

分慎可申候間、如何ニも御詫言奉頼候、為其本人清

右衛門・年寄徳左衛門并五人組印形仕差上ケ申候、

以上

元禄拾四年巳三月六日

野々内丁

清右衛門印

同町年寄

徳左衛門印

同丁五人組

平左衛門印

吉左衛門印

忠左衛門印

小左衛門印

本かた、村

御庄屋中
まゐる

覚

一、村々寺社末寺・末社御領分ニ有之ハ不及申、他領ニ有之候共ニ寺社方へ承届書付可有持参候

一、御領分寺院出家衆之内、殿様御入部之節、或病氣、

或他国ニ有之候ハ、是又書付早々可有持参候、以

上

巳三月十六日

伊藤彦左衛門印

本堅田村始村々不残

高千三拾本ノ内

一、細竹百三本 長三間目通四寸五寸廻り

本堅田村へ

外ニ式百六拾本坂本方来り候

高四拾式束ノ内

一、小柄竹四束 長式間半、但式尺五寸繩ニシテ

今堅田村へ

右式口伊香立村方出シ申候

高五百三拾九本ノ内百拾本ハ南小松村方出シ申候
一、杭木百五本

是ハ木戸村方請取申候

右者去ル丑之年川除御普請杭竹御割符如此御座候、以

上

巳三月十八日

本堅田村庄屋

八郎兵衛印

嶋田庄左衛門様

当村本福寺下寺

江州高嶋郡船木酒井右京様知行所

勝専寺

同国滋賀郡和邇村御蔵所

慶専寺

同国同郡真野村遠藤主膳様御知行所

正源寺

同国同郡衣川村御下

円成寺

江州滋賀郡上仰木村御蔵所

栄淳道場

同国同郡雄琴日光御門主様御知行所

寿命寺

同国同郡下坂本山門領

順智道場

同国同郡大津御蔵所

福賢寺

右之通当村本福寺下寺ニ而御座候

大津之寺ハかよひ寺ニ而御座候

一、光徳寺二下寺無御座候

大津之寺八かよひ寺二而御座候

一、祥瑞寺二末寺無御座候

一、寿寧寺二末寺無御座候

一、福聚院二末寺無御座候

一、妙盛寺二末寺無御座候

右之通寺方へ相尋如此御座候、以上

元禄拾四年巳三月

本かた、村庄や

八郎兵衛

十郎右衛門

喜兵衛

藤兵衛

伊藤彦左衛門様

一、川除入用先規之通当春も被下之候、無油断念入御普

請可仕候、本堅田へ申遣候普請仕候ハ、此方へ案

内可被申越候、以上

巳三月廿三日

嶋田庄左衛門印

本堅田村

衣川村

右庄屋中

覚

一、村々寺社古跡地有之候ハ、古く申伝候趣委細書付

可被差出候、右古跡地之儀者、寺社義無之只今田畑・

森林・荒地等二成り有之場所、古く申伝候趣逐吟味、

書付可被出候、尤古跡無之村ハ是又其趣可差出候、

中井主水正様

以上

四月廿一日

本堅田村高嶋郡村々海辺

伊藤彦左衛門御印

中井源八郎様

御役人中

右之作高式百六拾五石七斗七升、三井寺領拾八石七合共、主水方二有之先年御改帳ヲ以村々高引合候処、相違無之候、以上

大工・柚・木挽高役之儀如前々御赦免之覚

一、夫役之事

一、御伝馬之事

一、御国役、他郷之池・川普請之事

一、御鷹之餌犬之事

一、繩藁入草木之事

一、竹木之事

一、米津出シ蔵番之事

但、此津出シ蔵番之儀者、従前々致候所茂又者不致

所茂有之候

百姓並ニ勤申役儀之事

一、御年貢納申御蔵切削之役大工致候

一、欠米・売損之事

一、田地之川欠・永荒

一、入部之入用

一、大工・柚・木挽居在所之井堀・溝堀

右同断

一、大工・柚・木挽居在所之池川之樋杵・堤切削致候事

以上

右之通先年御吟味之上被仰付候御書付之写二候、以上

辰十月

中井主水正内

江州志賀郡大工御赦免高之覚

堀田兵部様御下

一、九拾七石三升五合

同断

一、三拾六石壹斗四升

同断

一、式拾石六斗八升五合

遠藤主膳様御下

一、三拾石五斗七升五合

遠藤主膳様御下

一、式石壹斗三升

小坂蔵之丞様御下

一、六石式斗

同断

一、式石四斗五升

同断

一、式拾四石八斗

小堀仁右衛門様御支配

一、拾五石六斗五升

同断

一、拾石

作高合式百六拾五石七斗七升

右之外ニ古来古三井寺領高拾八石七合御座候

右作高者先年御改被仰付候扣帳ヲ以書上申候、近年御

給人様御替被成候村々御座候ニ付、高役之儀御訴訟申

上度奉存候間、作高右之通相違無御座候哉、御帳ニ御

引合可被下候、将又大工共百姓並ニ相働候品々御書付

之御写茂被下候様ニ奉願候、已上

元禄十三年辰十月

江州大工頭

八兵衛印

同志賀郡大工惣代

平兵衛印

江州大工組頭

八兵衛殿

同志賀郡

大工中

右之通已四月廿八日二写、本書大工平兵衛所へ茂右衛門二為持遣

先納金ニ被仰付候事
一、銀三貫六百拾八匁七分 夫代高彦左衛門様方御手形
一通出ル、已五月六日二八郎兵衛へ預ケ申候

覚

一、辛巳年南之葎代銀五拾六匁七分五りに売渡シ、只今右之銀儘請取申候、若右ノ葎御公儀様江御入用ニ候ハ、請取申銀子ニ利足ヲ加へ返進可申候、(縦カ)緞少成共御公儀様へ御入用ニ付御苅被成候共、其割ヲ以差引可申候、為後日如件
元禄拾四年巳五月三日 本堅田村庄や

八郎兵衛印

喜兵衛

十郎衛門

茂兵衛

大津

彦右衛門殿

覚

一、外輪平右衛門へ北ノ葎代四拾匁ニ売渡申候、

田宮源之丞印
佃市左衛門印

文言右同断ニ認遣申候
巳五月十一日

名印

右同断

此二口手形五月七日二八郎兵衛方へ預ケ申候
町々へ右之金銀手形遣写
覚

覚

一、金何拾両者 但五拾八匁替
此銀何程也

右者当巳ノ年先納金ニ被仰付被指上、則御手形預り置申候、然上ハ右御手形之通、重而御年貢米ニ差引可遣候、以上
巳二月十三日 本堅田村庄や 八郎兵衛印
十郎右衛門
喜兵衛
茂兵衛

元禄拾四年巳五月ニ祥瑞寺ノ古跡書付
芳伝庵 茂林庵 福寿庵 江草庵 瑞林庵
実相庵 宝泉庵 右七ヶ寺祥瑞寺内
桃陰庵 王泉庵 靈雲庵 瑞龍庵 江春庵
持地庵 臨江庵 龍泉庵 江臨庵 南林庵
籠水寺 竹林庵 慶竜庵 雲岫庵 地福庵
惣持庵 徳林庵 松林庵
大義庵

右古者寮舎在之、被申伝分ニ而御坐候、今ハ畑屋敷等ニ成り居申候由、分明ニハしれ不申候、此間承合セ書付申候、それ故庵号之字も相違可有御座候
大愚庵 是ハ祥瑞寺内
清昭庵 是ハ右同断

右之二口近年迄寮舎在之候故、先年從御公儀御改之時節書付差上申候、已上
巳五月三日 祥瑞寺納所
守首座

御庄や中

本堅田村ノ巳年先納金高扣

辰極月立
一、銀拾壹貫九百三拾貳匁ノ手形 一通
金五十八匁かへ

巳ノ二月立
一、金六拾八匁貳分 此銀三貫九百七拾三匁
一通

覚

一、籠竹四十四本 籠式間 式本手作り
但長三間半
五寸六寸廻り

一、箒竹式拾式本 長二間半、三寸廻り

一、杭木六拾本 長五尺

右杭木ハ南小松ヲ指出し候内ニ而請取

竹ハ伊香立ヲ差出し候内ニ而請取

一、人足百三拾壹人

此御扶持米六斗五升五合 但壹人五合ツ、

右者當巳ノ川除御入用奉願被下之、慥請取申候

本堅田村庄屋

巳四月

八郎兵衛

喜兵衛

茂兵衛

十郎右衛門

嶋田庄左衛門様

鵜飼半藏様

一、巴川除入用米渡ノ覺米貳石八斗七升

内

六斗五升五合

三斗五升壹合壹勺七才

八斗三升九合六勺六才

五合

残而壹石一升九合壹勺七才

巳五月廿三日

嶋田庄左衛門印

一、ちさ唐ちやなへ五六百本

一、ちさ唐からしなへ拾本

一、ちささ、けなへ百本

内三百六十本西
内六本西、四本東
内六拾本西
四十本東

巳五月廿三日御陣や方申来ル

江州勢多川浚御普請御入用銀村懸り之儀、最前申渡候

通、今年分高百石ニ付銀百五匁八分三毛宛、当七月朔

日方同日迄之内ニ金丸又左衛門屋敷江急度可相納候、

若於致遅々者、可為越度候、此触狀順々相廻村書之下

二名印記、留り村方京都奉行所江可持参者也

巳五月

信濃御印

南郷村方北小松村一通ニ而申来ル

右添狀壹通文言

江勢勢多川浚御普請御入用銀村懸り之儀、御触之通今

年分高百石ニ付銀百五匁八分三毛之積、来ル七月朔日

方同日迄之内我等方へ急度可相納旨、從御役儀衆御

廻狀之通可得其意候、就夫銀包之儀、京都新町通誓願

寺下ル丁三井三郎四郎方にて常是目之積相包、京岩神

通四条上町我等屋敷迄右日限之通急度持参可申候、為

心得如斯候、已上

巳五月

南郷村方小松村迄

庄や・年寄

金丸又左衛門印

△

一、巳五月廿七日方御藏番出ル、五郎兵衛存知候

一、覚水場植出之田地水込候節、魚上り候付、乱二舟を無

加込、網をおろし作毛を損候段相聞、不届之至也、向後堅停止之事

一、惣而田畑共ニ作毛盜取、町屋表ニ指置候薪或者藁・

こ毛之類盜取候由相聞候、右盜候節見逢候ハ、早速

搦捕注進可致事

附、諸事盜物預り置、或取候者有之候ハ、五人組として致吟味、以来左様成者無之様ニ可申

付事、

一、前以申付候通、御家中ハ不及申、他之者たりといふ

とも、惣而对奉公人江慮外不仕候、尤御足輕以上行逢

候節其格式応し下座致候様ニ急度

可申付事

右之趣於相背者可為越度者也

巳七月

巳七月晦日ニ庄左衛門様方

一、衣川堤并河原ニ有之候柳ノ枝悉柴ニ被仰付仕候処ニ、

村中入用之助ニも可成候ハ、入札ニ而売払申様ニと

被仰付、則入札ニ而代銀貳拾壹匁三分ニ野々内孫六へ

落申候、銀子八郎兵衛方へ預ケ申候事

巳八月五日

御陣屋南方道敷

角田石はし一、田貳畝八歩 代六拾八匁 一畝ニ付 八文かへ

内十九分 卯年引高

一、石橋畑壹畝十一分 代百貳匁五分

一、石橋畑壹畝十一分 代百貳匁五分

一、石橋畑壹畝十一分 代百貳匁五分 一畝ニ付 七拾五匁かへ

銀ノ百七拾目五分

御陣屋東方道敷

六反田 一畑六分 代拾壹匁

同 一田九分 代式匁七分

銀ノ拾三匁七分

野々内道新道敷

式口 一畑壹畝十九分 代百廿式匁五分

一畝二付 七拾五匁かへ

内六分 右年引高

六反田 壹畝十三分 当辰ノ引

一田式畝式分 代拾八匁六分

一畝二付 九匁宛

同 一畑拾九分 代三拾四匁八分三厘

一畝二付 五拾五匁宛

内はた 一畑式畝廿式分 代式百五匁

一畝二付 七拾五匁宛

銀ノ式百五拾八匁四分三厘

四口銀合五百六拾五匁叁分三厘

右者最前地代積書差上申候通算用仕如此御座候、以上

元禄十三年辰十二月

本堅田村庄や

市右衛門

左二右衛門

八郎兵衛

喜兵衛

十郎右衛門

辰ノ年ノ分跡ヲ見付印也

新楽理右衛門様

伊藤彦左衛門様

覚

高拾式石六斗式合 内九り包らん共 一、銀拾三匁四分式厘 但百石百五匁八分三毛宛

右ハ勢多川湊入用銀割符、御陣屋敷地并新道敷高二相

当り申候、当辰之年分如此ニ御座候、以上

元禄拾三年辰十二月

本堅田村

庄や共印

理右衛門様

彦右衛門様

(貼紙)

二、銀拾三匁四分式り、巳年セた川入用銀代

ノ廿六匁八分四り

巳八月五日ニ郡方様へ書上申候事

覚

一、米九石六斗五合ハ人足昼御扶持米

此人足千九百廿老人、但老人ニ付五合宛

右者当六月洪水ニ付、大川筋堤所々押切御普請奉願候

処被仰付被下、則人足御扶持米被下、儘請取銘々割渡

し申候、已上

本堅田村庄や

巳七月十三日

四人印

平藏様

庄左衛門様

殿様へ御扶持方ニ米かしノ覚

一、八斗

一、八斗

一、壹石七斗九升五合 八郎兵衛

一、八斗五合 清六

一、四斗 善兵衛

一、壹石式升五合 助右衛門

一、四斗 同 三郎右衛門

一、壹斗五合 与右衛門

一、五斗五升五合 孫右衛門

一、六斗 酒や 五兵衛

一、八斗 大庄や 市右衛門

一、壹斗六升 材木や 勘左衛門

一、四斗 宮切 安兵衛

一、八斗 酒や 六右衛門

一、六斗四升九勺 米や 孫六

一、五斗 同 権右衛門

一、壹石六斗七升 同 吉兵衛

一、八斗 万や 市兵衛

一、拾式石三斗九勺 但斗立七拾七匁かへ

此銀九百四拾七匁一分七厘

右ハ金見善兵衛後かり共ニ先納

巳七月十三日

稲荷御社替地之留

字宮ノ内久八後ニ而渡ル

一、本地 畑壹畝歩 同 弥十郎

一、本地 畑壹畝式歩 同 市十郎

内廿壹歩 残り畑有

残テ拾壹歩不足久八後ニ而渡ル

一、元地 畑壹畝歩 同 六兵衛

内拾式歩宮田畑庄八・二郎兵衛畑ノ尻ニ而畑渡ル

拾八歩同所喜衛門・市兵衛・九郎右衛門畑ノ尻

二而渡ル

同所
一、元地式拾歩 同 権左衛門

内八歩 残り畑有

残而拾式歩内畑喜右衛門・市兵衛畑ノ尻曲ニ 而渡

同所
一、元地 畑式拾五歩 大道 五兵衛

内拾七歩残り畑有

残而八歩、内畑源兵衛畑ノ尻田ニ而渡ル

同所
一、元地 拾四歩 西ノ切 吉兵衛

内九歩 壹歩しやうがい畑ニ而渡ル

五歩らうや後喜平次畑ノ尻畑ニ而渡ル

元地合五畝壹歩

内九歩壹歩がハノ内ニ而渡ル

三畝四歩、巳八月五日ニ土手下圃ノ内ニ而渡ル

残而壹畝拾六歩ハ元地ノ内ニ残り有

右替地ニ遣申 田畑之畝歩覚
いなり南久八北ノ間不残
一、畑壹畝拾壹分 南北式拾間半

東西式間

此内北方壹畝歩弥十郎へ遣

南方拾壹歩市十郎へ遣

らうや南喜平次畑尻
一、畑五分 南北二間半

東西三間

同所南隣源兵衛畑ノ尻田
一、田式拾分 南北六間

東西三間式尺

内八歩源兵衛畑尻田ニ而大道五兵衛へ渡ル

拾式歩同断、田ニ而西切権左衛門へ渡ル

同所
一、田式拾五分 二、郎左衛門・九郎衛門・市兵衛・喜衛門畑尻田 南北拾壹間

東西平均式間尺五寸

内拾八歩元地壹畝歩 内西切六兵衛へ渡ル

一、畑拾式分 二、郎兵衛・庄八畑南ノはつ九畑也 七歩ハ祐玄南隣空地ニ而有 南北八間

東西式間半平均

此歩西ノ切六兵衛へ元地壹畝歩ノ内ニ渡ル
祐玄畑尻田ノ分 一、田拾六歩 南北六間半

東西式間半

是ハ先除置申候、重而了簡次第ニ可致事

改地合三畝廿九歩

内三畝六歩 銘々へ渡ル

拾六歩

七歩 同人南となり二郎左衛門

まつは□にて穴地有

右之通大庄屋市右衛門其外庄屋共立会相改渡シ申、以
上 元禄週四年巳八月五日改之

起請文前書

一、当立毛御検見之儀、庄屋・年寄・頭百姓立会、随分
入念内見仕、壹畝壹歩不残無依怙最原遂吟味、合歩
無相違有合帳面記御案内可仕事

一、御朱印地・御除地・永荒并上・中・下・下々位反歩
引替不申、正路ニ可仕候事

一、御定御下行之外、御馳走ケ間敷義一切仕間敷候、尤

御家頼衆へ至迄音物會而仕間敷事

右條々於相背者
起請文者式目之通

元禄十四年巳八月十七日 本堅田村庄や
八郎兵衛
喜兵衛
十右衛門
茂兵衛

年寄 二郎左衛門

頭百姓勘兵衛

同 徳左衛門

同 利兵衛

右之外年寄不殘別紙ニ起請文有血印有

巳八月凡水ノ次第

朔日時分をそろく曇、二日、三日、四日、五日迄

天氣よく、乍去少ツ、ふり申、又あかり申事も有、八

日、九日、十日をふり出し、十一日、十二日、十三日、

十四日朝迄ふり、昼時分をあかり、又日暮をふり出シ、

夜中大雨、夫を十九日迄ふりツ、き、十九日夜を廿日

迄二壹尺八、九寸も込申候、廿一日ニハ去辰ノ年ニ二

寸斗ひく、御座可有かと被存候、廿一日水こみノ峠也、

廿二日ニ早田ノ見分被下、則天氣もよく候少ツ、村雨

仕候、廿三日を天氣晴申候、廿三日ニ水五分引、同夜

七、八分も引可申哉、廿四日昼之内二一寸も引申候、

廿四日夜一寸二分位引内朝ハ曇

巳八月廿三日水込田之覚

一、すかた水入下方五反目迄

一、つく田四反迄入

一、かやた水入東方三反目迄

一、上徳ワセ不残水入

一、わた麦北方式反目迄入

一、れんか田町不残入

一、はかま町不残入

一、外土はた不残入

一、河多田東方三反目迄入

一、「」田東方八反迄入

一、うして不残水入

一、下浜入不残水入

一、へいけ南方四反水入

一、八反々不残水入、八月廿三日ニ五郎兵衛・二郎左衛

門兩人見せニ遣写

乍恐口上書を以御断申上候

私義、遠藤主膳様御知行所和迩今宿村茂兵衛と申者に

て御座候、私妹十八年ニ当村野々内町吉三郎と申者之

方へ縁付致させ置申候、然共世倅共多く御座候ニ付、

手前何共迷惑仕、家屋敷畑壹ヶ所御座候ヲ、十四年以

前ニ方々借用ノ方へ売渡申所ヲ、何とも気毒ニ奉存、

私方銀子かり用ニ仕相立置、則売券状致させ町組頭

加判ニ而所持仕候、夫方以来吉三郎借や分仕置申候、

依之亦今私方ニ支配仕罷在候、然共段々困窮仕候故、

当月六日ニ終ニ離別仕子共四人御座候ヲ、年十六ニ罷

成候男惣領、扱七ツニ罷成候女子、右二人ヲ私妹ニく

れ、暇之状相添置、吉三郎ハ残ル二人之子共ヲつれ候

而、津田村引つ越申候、然ハ私妹世倅共いとみな可

申力無御座候ニ付迷惑ニ奉存、私方つれ罷歸り可申

と奉存、為御窺乍恐書付ヲ以御断申上候、以上

元禄拾四年巳九月十日 和迩今宿村

茂兵衛印

御奉行様

右之通、少も相違無御座候、向後いヶ様之義出来仕候

共、違背申上間敷候、願之通被為 仰付被下候ハ、有

かたく可奉存候、以上

本かた、村庄屋

八郎兵衛印

十郎右衛門

キ兵衛

■兵衛

年寄五郎兵衛

同 二郎左衛門

野々内年寄

介右衛門

同町五人組

市郎兵衛

嶋田庄左衛門様

鶺鴒平蔵様

覚

一、和迩今宿村茂兵衛妹子共とも、在所へ引越申候ニ付、

御公儀様へ口上書指上申候通少茂相違無御座候、若

後日ニ如何様之六ヶ敷事出来仕候共、御加判之衆中

へ御難掛申間敷候、為後日仍而如件 野々内町ノ内

元禄拾四年巳九月十四日

八軒丁年寄 助右衛門印

庄や八郎兵衛殿

喜兵衛殿

和迩今宿村

一、最前申渡候通稲苺取候ハ、毛見立悉残置候様ニ可

被申渡候、当年ハ委細ニ見分可有之候間、若毛見立

不残透と苺取候ハ、本毛ニ可有之候、尤けんばく

御田之真中通りニ随分念之入、かがし等いたし差置

候様ニ可被申付候、已上

巳九月八日

田中文内印

早川源八

本堅田村・衣川・千野村・赤塚村

高嶋北方へハ別紙ニ被仰遣候事

覚

同 二郎左衛門 本堅田村

野々内年寄 田方

内

七拾三石四合 年々荒

池床共

三石五斗九升四合 御陣や敷地

并道敷共ニ

残而千四百三石六斗三升

内

千式百九十四石式斗一升八合 当検見田

此訳

百拾四石五斗九升五合

是去る五月廿日朝洪水仕大川堤押切候節石入・

砂入ニ罷成候、其節書付差上申候

八百七十余

是去ル八月十五日〆十一日迄大雨ニ満水仕御

田地水下罷成候分、則其節書付差上申候

三百十一石八斗余

是ハ当夏中満水仕御田地早損仕候分

残而三十式石四斗壹升貳合

本毛

一、高百貳拾三石七斗壹升六合

畑高

内

壹石一斗■貳「」

九石五合 御陣屋敷地并道敷

メテ百拾三石五斗五升六合

内

七拾壹石六斗八升四合

是ハ去ル六月廿日朝洪水ニ付、大川堤押切、

石入・砂入・山崩、去ル八月大雨之節水込上

り水損仕、則鶉飼平蔵様

「」

残而四拾壹石八斗七升貳合

本毛

巳十月十日

御奉行妻木彦右衛門様・横山左門様、右御兩人へ被遣

候間、少も無相違取集、指上ケ可申候、已上

巳二月七日

嶋田庄左衛門印
鶉飼平蔵印

本堅田村初村々不残

十一月七日早朝〆右之御触状也

一、御廻状壹箱当村〆中村へ

一、同壹箱四村へ

一、同壹箱新保村へ参り沢村へ

一、葛川坂下村へ参り候而谷口へ遣

使随休〆出る

村々酒屋酒造米之儀、前々之酒造高何程之内去々年卯

年五分壹ニ被仰付候、酒造米高何程右兩様共ニ酒や中

少茂相違無之様、書付四、五日中ニ可遣之候、以上

巳十一月七日

鶉飼平蔵印
本堅田村
庄屋中

「」

覚

一、酒造高何拾何石

何ケ年以前誰様御改之節書上候高

前々造高

一、酒造高何拾石

去々年卯ノ年五分壹ニ被仰付候節之造高

右之通少茂相違無御座候、以上

年号月日

何村酒屋

誰印

右庄屋・年寄相改為書上候通相違無御座候、以上

月日

何村庄屋
誰印

何村年寄
誰印

鶉飼平蔵殿

一、当巳ノ十月中ニ拾貳人、同十二月十四日〆晦日迄拾

七人勤申候事

一、銀三拾四匁五分五厘三毛

本堅田村

右者御扶持米御蔵修覆入札ヲ以申付候、入用村々江

割付、右之通ニ候間、来ル廿七、八日頃迄ニ無相違

可之指越候、已上

巳十二月九日

田中文内印
早川源八印

右之趣十一月晦日ニ五郎兵衛へ為持遣

(貼り紙)

「」 覚

一、銀三拾四匁五分五厘三毛

右者郷藏入用銀惣御請取申候、以上
巳十一月廿九日 田中文内(印)

本堅田村

庄屋中

「」

村々夫役之儀者役人〆去頃高役ニ被申渡候、依之村々
手支候義有之候由粗相聞候、然者右高役相止、向後先

前之通被仰付候間、夫役諸役共ニ其村々ニ勤来候通可相勤候、此旨末々小百姓并無高之者共迄急度可被申渡候、已上

巳十一月廿二日

嶋田庄左衛門印

鵜飼平藏印

本堅田村・沢村・中村・普門村

大野村・向在地村・下在地村

谷口村・衣川村・赤塚村

右庄や中

まゐる

頃日米一円納り不申候、未村々ニ不納米余程も有之候、何とて延引仕候哉、免割茂最早村々相済可申候、急度近日納候様ニ可致、若銀取立是又近日持參可申候、尤納役人相廻り候得共、不納いたし相通候段不届千万ニ存候、此廻状書付候通相廻シ、村書之下ニ庄屋印形いたし留り村々相戻可申候、以上

十二月二日

鵜飼平藏印

本堅田村衣川・千野

谷口・向在地・下在地・大野

普門・沢村庄屋中

堅田御蔵事

一、御蔵之下屋敷ニあらぬか廿七俵入申候、乍去村々々ぬかニて取集かたく存候間此方ニ而調、重而代銀可

申触候間、村々左様ニ可被相心得候、以上

餅米御用有之候間、此書付之通可被相納候

一、餅米式俵

一、同 壹俵

本堅田村

衣川谷口村

一、同 壹俵 千野村
二、同 壹俵 大野村
右之通御納米之内へ可被相納候、以上

十二月二日

田中文内印

口上之覚

一、拙僧義病氣ニ附寺役難勤御座候故、本寺へ断申達候所、勝手次第出寺致候様ニと之義ニ附他參仕候候、尤旦那中申分少茂無御座候

巳十月十三日

寛立印

右御願書之通病氣紛無御座候間、出寺被致候様ニ被仰付被下候ハ、忝可奉存候、以上

本堅田村庄や

元禄十四年巳十月十三日

八郎兵衛印

喜兵衛印

十郎兵衛印

茂兵衛印

同村年寄

五郎兵衛印

二郎左衛門印

鵜飼平藏様

嶋田庄左衛門様

口上書ヲ以御願申上候

一、当村妙盛寺無住ニ罷成候、依之本寺西教寺方当十五

日ニ正竹坊と申僧入寺申来候、俗性も慥成僧ニ而御

座候間、左之通被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、

以上

元禄十四年巳十二月十三日 妙盛寺 旦那惣代

長兵衛印

五兵衛印

弥兵衛印

吉兵衛印

五兵衛印

万や

右御願書之通吟味仕候処ニ相違無御座候間、御上江被仰上、弥入寺被致候様ニ被仰付被下候ハ、忝可奉存候、以上

以上

巳十二月十三日

本堅田村庄や四人印 年寄式人印

鵜飼・高田様

覚

一、西国・中国其外上方筋者商売物銀遣にて、金を遣候儀不自由之由相聞候、向後諸国一統に金銀共に無滞

通用可仕候、当分遣なれ不申内商売等差つかへさる

様ニ御領者御代官、私領者地頭より入念可被申付候、

以上

巳十二月

一、銀子并錢相場之儀去年相触候通向後弥金壹両ニ銀者

五拾八匁替、錢ハ三貫九百文替之積りより高直ニ仕

間敷候、右之相場より下直ニ成り候分者勝手次第ニ

候、若内証にて相対いたし銀子・錢共ニ高直ニ売買

仕候由相聞候ハ、僉儀之上可為曲事、勿論かくし

置候もの有之候ハ、其所之者支配方ハ可申出候、

存なからかくし置候ハ、所之者共迄可為曲事者也

巳十二月

此式通之御書付從御公儀此度被仰出候、村々拜見仕末々
小百姓等まで急度為相申聞相守可申候、若御触之趣相
背者於在之者急度可遂諒義候、尤
無滞早々相廻シ可申候、以上

巳十二月廿七日

高田仁右衛門印

鵜飼平蔵印

本堅田村・衣川・千野村・谷口・大野村

下在地・向在地・普門・沢村・中村

庄や中

一、巳ノ正月廿六日〆九月迄度々々々五拾七人相勤申候

小帳有之候へ共、何方ニ而紛失致し候哉、御公儀へ

差上ゲニ付爰ニ印申候

【謝辞】

伊豆神社宮司平野修保氏、責任役員佐倉節夫氏を始
めとするみなさまには、本研究についてご理解いただ
き有り難うございます。また、大津市歴史博物館には
全面的な協力をいただいています。記して謝意を申し
上げます。